

相談支援事業所 系 運営規程 (指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人養正会が設置する相談支援事業所系（以下「事業所」という。）において実施する指定特定相談支援事業又は指定障害児相談支援事業（以下「指定特定相談支援事業等」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定特定相談支援事業等の円滑な運営管理を図るとともに、障害者又は障害児（以下、「利用者」という。）及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、障害児等の立場に立った適切な指定計画相談支援及び指定障害児相談支援（以下「指定計画相談支援等」という。）の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものとする。

2 指定特定相談支援事業等の運営に当たっては、市町村、障害福祉サービス事業者及び医療機関等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めるものとする。

3 指定特定相談支援事業等の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われるように努めるものとする。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

5 事業所は、サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努める。

6 前五項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第3条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (常勤・兼務)

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定特定相談支援事業等の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 相談支援専門員 1名 (常勤・専従)

相談支援専門員は、利用者の日常生活全般に関する相談、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画(以下「サービス等利用計画等」という。)の作成及び継続的なモニタリング等を行い適切な障害福祉サービス等の利用が行われるようにする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 相談支援事業所 糸

(2) 所在地 青森県八戸市田向一丁目12番8号

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の祝日、12/29～1/3を除く。

(2) 営業時間 8:30から17:30までとする。

(3) サービス提供日 営業日に同じ。
ただし、国民の祝日、12/29～1/3を除く。

(4) サービス提供時間 9:00から16:00までとする。

(指定計画相談支援等の提供方法及び内容)

第6条 事業所で行う指定計画相談支援等の内容は、次のとおりとする。

(1) 指定サービス利用支援又は指定障害児支援利用援助

利用者等との面接やサービス提供事業者等との連絡調整を行い、サービス等利用計画等を作成する。

【サービス等利用計画等作成の手順】

①サービス内容等に関する情報提供

サービス等利用計画等の作成の開始にあたっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、地域の指定障害福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に提供する。

②アセスメント

利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接を行い、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を把握する。これらの評価を通じて、利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行う。

③サービス等利用計画案等の作成

把握された解決すべき課題等に対応するために、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討する。そして、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及び達成時期、福祉サービス等の種類等を記載したサービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案（以下「サービス等利用計画案等」という。）を作成する。

④サービス等利用計画案等の説明・交付

サービス等利用計画案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得る。また、サービス等利用計画案等を利用者等に交付する。

⑤サービス担当者会議の開催

支給決定等が行われた後に、支給決定等を踏まえてサービス等利用計画案等の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行う。また、サービス担当者会議を開催し、サービス等利用計画案等の内容を説明し、福祉サービス等の担当者から専門的な意見を求める。（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）

⑥利用者等への説明

サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案等の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得る。

⑦サービス等利用計画等の交付

完成したサービス等利用計画等を利用者又はその家族、福祉サービス担当者に交付する。

(2) 指定継続サービス利用支援又は指定継続障害児支援利用援助

①モニタリング

利用者及びその家族、福祉サービス事業者等と継続的に連絡をとり、サービス等利用計画等の実施状況を把握する。また、市町村が決定したモニタリング期間ごとに利用者等との面接を行い、必要に応じてサービス等利用計画等の変更、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を行う。また、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行う。

②サービス等利用計画等の変更

サービス等利用計画等を変更する際は、利用者の解決すべき課題の変化に留意しながら、原則として(1)①～③及び⑤～⑦に規定された業務を行う。

③入所施設等への紹介又は地域生活への移行に関する情報提供等の援助

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が指定障害者支援施設等への入所や精神科病院等への入院を希望する場合には、施設等への紹介等を行う。また、指定障害者支援施設等からの退所や精神科病院等から退院しようとする利用者から指定計画相談支援等の依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、障害福祉施設等と連携を図るとともに、必要な情報提供や助言等の援助を行う。

(利用者等から受領する費用及びその額)

第7条 法定代理受領を行わない指定計画相談支援等を提供した際は、利用者等から計画相談支援給付費及び障害児相談支援給付費の額の支払を受けるものとする。

2 利用者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定計画相談支援等を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者等から受けることができる。

3 第9条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合には、その実費を利用者等から徴収するものとする。また、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。

(1) 事業所から片道50キロメートル未満 500円

(2) 事業所から片道50キロメートル以上 1000円

4 第1項から第3項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者等に対し交付するものとする。

5 第2項及び第3項の費用の額に係る指定計画相談支援等の提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第8条 事業所は利用者が当該指定計画相談支援等と同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項第2号に掲げる額、若しくは児童福祉法第21条の5の3第2項第2号に掲げる額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。

この場合において、当該事業所は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び利用者等に対し指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、八戸市、階上町の全域とする。

(指定計画相談支援等を提供する主たる対象者)

第10条 事業所において指定計画相談支援等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- ・ 障害児 （18歳未満の身体障害者、知的障害者及び精神障害者）
- ・ 障害者 （18歳以上の身体障害者、知的障害者及び精神障害者）
- ・ 難病等対象者

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業員への周知徹底

(苦情解決)

第12条 事業所は、その提供した指定計画相談支援等又はサービス等利用計画等に位置付けた障害福祉サービス等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 事業所は、その提供した指定計画相談支援等に関し、法第10条第1項又は児童福祉法第57条の3の2第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、その提供した指定計画相談支援等に関し、法第11条第2項又は児童福祉法第57条の3の3第4項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定計画相談支援等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者等からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

5 事業所は、その提供した指定計画相談支援等に関し、法第51条の27第2項及び児童福祉法第24条の34第1項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

6 事業所は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、第3項から前項までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告するものとする。

7 事業所は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力するものとする。

（事故発生時の対応）

第13条 事業所は、利用者等に対する指定計画相談支援等の提供により事故が発生した場合は、都道府県及び市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録するものとする。

3 事業所は、利用者に対する指定計画相談支援等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（衛生管理等）

第14条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに、当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。

2、事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的を実施する。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

2、事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施する。

3、事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(掲示)

第16条 事業所は、当事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制従業者の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

2、事業所は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3カ月以内

(2) 継続研修 年3回以上

- 2 職員は、その業務上知り得た障害児等並びにその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者並びにその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の指定特定相談支援事業者等や障害福祉サービス事業者等、その他の関係機関に対して利用者並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者並びにその家族の同意を得るものとする。
- 5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 6 事業所は、利用者等に対する指定計画相談支援等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定計画相談支援等を提供した日から5年間保存するものとする。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人養正会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。